

6.16 景 観

6.16.1 現況調査

(1) 調査内容

事業計画路線の周辺地域における景観の状況を把握するため、現地調査を実施した。

現地調査は、事業計画路線の周辺地域で5地点において、写真撮影を実施した。

調査の内容は、表6.16.1に示すとおりである。

表 6.16.1 調査内容

調査対象項目	調査対象範囲	調査対象期間	調査方法
都市景観	事業計画路線の周辺地域：5地点	平成30年11月30日(金)	現地調査 ・写真撮影

(2) 調査結果

(a) 調査地点

調査地点は表6.16.2及び図6.16.1に示すとおりであり、調査項目が都市景観であることを勘案し、不特定多数の人が利用する場所から、近景4視点及び中景1視点を選定した。

表 6.16.2 景観の現地調査地点

調査地点	視点	選定理由
視点1 (近景)	トンネルから地上に移行する地点	地平道路、上空の阪神高速道路で構成されている空間にトンネルから地上に移行する事業計画路線が新設され、空間構成が大きく変化する地点として選定。
視点2 (近景)	事業計画路線の高架下道路	開放的な道路上空が新設高架により大きく変化する代表地点として選定。
視点3 (近景)	事業計画路線と直交する道路	国道25号の歩道から見る視点であり、新たな高架が道路上空を横切る状況がよく分かる地点として選定。
視点4 (近景)	事業計画路線の高架下道路	既設の南海電鉄高架部に併設する高架道路が出現する変化を把握する地点として選定。
視点5 (中景)	新今宮駅のホーム端からの視点	不特定多数の人々の視点場であり、既設の線路に新たに線路が増設される状況変化がよくわかる視点として選定。

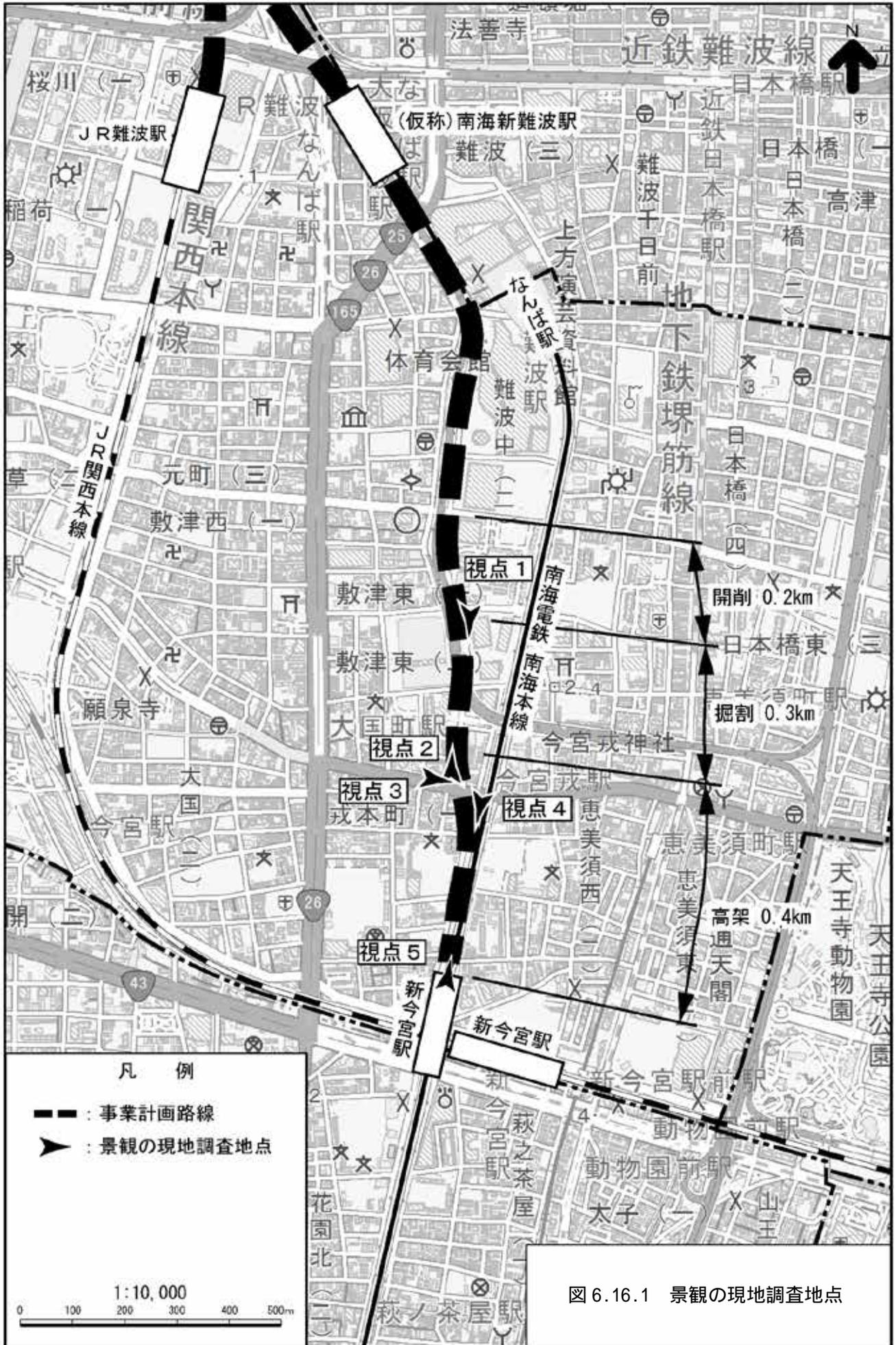


図 6.16.1 景観の現地調査地点

(b) 調査結果

事業計画路線の周辺地域からの景観の状況は、表 6.16.3 及び写真 6.16.1～6.16.5 に示すとおりである。

表 6.16.3 景観の状況

調査地点	景観の状況
視点 1 (近景)	パークス通から南方向を眺望する視点であり、地平道路、上空の阪神高速道路高架部及び中高層建築物により構成されている。道路西側の阪神高速道路及び道路東側の中高層建築物により、眺望は遮られている。
視点 2 (近景)	パークス通から北方向を眺望する視点であり、地平道路、中高層建築物及び阪神高速道路高架部により構成されている。道路上空は開放的であるものの、道路東側の中高層建築物、北側の阪神高速道路高架部により、眺望は遮られている。
視点 3 (近景)	国道25号から東方向を眺望する視点であり、地平道路、中高層建築物及び南海電鉄橋梁部により構成されている。道路両側の中高層建築物、東側の南海電鉄橋梁部により、眺望は遮られている。
視点 4 (近景)	南海電鉄高架部沿線から南方向を眺望する視点であり、地平道路、南海電鉄高架部及び中高層建築物により構成されている。道路上空は開放的であるものの、道路東側の南海電鉄高架部、道路西側の中高層建築物により、眺望は遮られている。
視点 5 (中景)	新今宮駅ホームから北方向を眺望する視点であり、南海電鉄高架部線路及び中高層建築物により構成されている。線路上空は開放的であり、眺望は広く開けている。



写真 6.16.1 視点 1 からの眺望（パークス通から南方向を眺望）



写真 6.16.2 視点 2 からの眺望（パークス通から北方向を眺望）



写真 6.16.3 視点 3 からの眺望（国道 25 号から東方向を眺望）



写真 6.16.4 視点 4 からの眺望（南海電鉄高架部沿線から南方向を眺望）



写真 6.16.5 視点 5 からの眺望（新今宮駅ホームから北方向を眺望）

6.16.2 地上構造物の存在に係る予測及び評価

(1) 予測

(a) 予測方法

地上構造物の存在に係る景観の予測は、現況の景観写真上に事業計画路線の完成予想図を合成したフォトモンタージュを作成する方法で行った。

(b) 予測条件

(ア) 予測地点

現地調査を実施した5地点を予測地点とした。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、地上構造物の設置が完了する時期とした。

(c) 予測結果

主要な眺望点からの景観の変化の程度は表 6.16.4 に、予測結果は写真 6.16.6～6.16.10 に示すとおりである。

一部の地点では、現況においても、南海電鉄の橋梁部・高架部が設置されていることから、眺望範囲の大きな変化はないと予測されるものの、全ての地点において地上構造物の出現による景観変化が予測される。

ここで、本事業で対象となる大阪市景観計画に定める「景観計画区域」は表 6.16.5 に、「景観配慮ゾーン」は表 6.16.6 にそれぞれ示すとおりであり、事業計画路線高架部は景観計画区域の基本届出区域に該当することから、以下の景観形成基準を順守するよう関係機関と協議を行い、周辺環境と調和した景観形成を図る。

- ・敷地際に空地を設け、周辺の圧迫感や威圧感の軽減に努める。
- ・汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。

あわせて、換気施設や駅舎部の地上出入口のうち、なにわ筋地区と中之島地区については、大阪市景観計画に定める重点届出区域に該当し、届出対象になることから、関係機関と協議の上、景観に配慮した設計を進める。

以上のとおり、関係機関と協議の上、大阪市景観計画との整合を図ることにより、事業計画路線の外観が周辺地域の都市景観と調和するよう、形状に配慮することから、強い違和感等を生ずるものではないと予測する。

表 6.16.4 景観の変化の程度

予測地点	景観の変化の程度
視点 1 (近景)	<p>パークス通から南方向を眺望する視点であり、現況は地平道路、上空の阪神高速道路高架部及び中高層建築物により構成されている。</p> <p>地上構造物設置完了時には、新たにトンネルから地上に移行する事業計画路線が設置され、景観及び眺望範囲は大きく変化すると考えられる。</p>
視点 2 (近景)	<p>パークス通から北方向を眺望する視点であり、現況は地平道路、中高層建築物及び阪神高速道路高架部により構成されている。</p> <p>地上構造物設置完了時には、新たに事業計画路線の擁壁部が設置され、景観及び眺望範囲は大きく変化すると考えられる。</p>
視点 3 (近景)	<p>国道 25 号から東方向を眺望する視点であり、現況は地平道路、中高層建築物及び南海電鉄橋梁部により構成されている。</p> <p>地上構造物設置完了時には、新たに事業計画路線の橋梁部が設置され、景観は大きく変化すると考えられる。</p> <p>なお、現況においても、南海電鉄の橋梁部が設置されていることから、地上構造物設置完了時においても眺望範囲の大きな変化はないものと予測される。</p>
視点 4 (近景)	<p>南海電鉄高架部沿線から南方向を眺望する視点であり、現況は地平道路、南海電鉄高架部及び中高層建築物により構成されている。</p> <p>地上構造物設置完了時には、新たに事業計画路線の高架部が設置され、景観は大きく変化すると考えられる。</p> <p>なお、現況においても、南海電鉄の高架部が設置されていることから、地上構造物設置完了時においても眺望範囲の大きな変化はないものと予測される。</p>
視点 5 (中景)	<p>新今宮駅ホームから北方向を眺望する視点であり、現況は南海電鉄高架部線路及び中高層建築物により構成されている。</p> <p>地上構造物設置完了時には、新たに事業計画路線の高架部及び線路が増設され、景観は変化すると考えられる。</p> <p>なお、現況においても、南海電鉄高架部線路が設置されていることから、地上構造物設置完了時においても眺望範囲の大きな変化はないものと予測される。</p>

< 現 況 >



< 地上構造物設置完了時 >



写真 6.16.6 視点 1 からの眺望予測結果（パークス通から南方向を眺望）

< 現 況 >



< 地上構造物設置完了時 >



写真 6.16.7 視点 2 からの眺望予測結果（パークス通から北方向を眺望）

< 現 況 >



< 地上構造物設置完了時 >



写真 6.16.8 視点 3 からの眺望予測結果（国道 25 号から東方向を眺望）

< 現 況 >



< 地上構造物設置完了時 >



写真 6.16.9 視点 4 からの眺望予測結果（南海電鉄高架部沿線から南方向を眺望）

< 現 況 >



< 地上構造物設置完了時 >



写真 6.16.10 視点 5 からの眺望予測結果（新今宮駅ホームから北方向を眺望）

表 6.16.5 本事業で対象となる景観計画区域

区分	規模要件	細区分	景観形成基準等	本事業での該当内容等
基本届出区域	<p>< 建築物 > 敷地面積 2,000 m²以上で建築物高さ 10m上、または、「延べ面積 5,000 m²超で地上階 6 階以上であるもの</p> <p>< 工作物 > 線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m以上の区間が 350 m以上連続しているもの</p>	都心景観形成区域	敷地際に空地を設け、周辺の圧迫感や威圧感の軽減に努める。 汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	高架鉄道区間
重点届出区域	<p>< 建築物 > 規模にかかわらずすべて</p> <p>< 工作物 > 線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m以上の区間が 350 m以上連続しているもの</p>	なにわ筋地区	建築物の正面だけではなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	地上部に存在する出入口、換気塔
		中之島地区	建築物の正面だけではなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	地上部に存在する出入口、換気塔

表 6.16.6 本事業で対象となる景観配慮ゾーン

区分	景観形成基準等	本事業での該当内容等
都心中央部景観配慮ゾーン	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するような配光や色温度に配慮する。	西本町駅周辺に設置する地上施設（出入口、換気塔）
河川景観配慮ゾーン	沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようなファサードデザインを工夫する。	堂島川沿川付近に設置する地上施設（出入口、換気塔）
道路景観配慮ゾーン	沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・なにわ筋沿いに設置する地上施設（出入口、換気塔） ・南海新難波駅周辺に設置する地上施設（出入口、換気塔）

(2) 評価

(a) 環境保全目標

地上構造物の存在に係る景観の環境保全目標は、表 6.16.7 に示すとおりである。

本事業の実施（地上構造物の存在）が、事業計画路線周辺に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標と照らし合わせて評価した。

表 6.16.7 地上構造物の存在に係る景観の環境保全目標

環境影響要因		環境保全目標
施設の存在	地上構造物の存在	魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。 大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。

(b) 評価結果

地上構造物の存在に係る景観の変化の程度は表 6.16.4 に、予測結果は写真 6.16.6～6.16.10 に示したとおりであり、地上構造物の出現による景観変化が予測される。

事業計画路線高架部は景観計画区域の基本届出区域に該当することから、景観形成基準を順守するよう関係機関と協議を行い、周辺環境と調和した景観形成を図る。

あわせて、換気施設や駅舎部の地上出入口のうち、なにわ筋地区と中之島地区については、大阪市景観計画に定める重点届出区域に該当し、届出対象になることから、関係機関と協議の上、景観に配慮した設計を進める。

さらに、以下の対策を行い、地上構造物の存在に係る景観の影響をできる限り低減する計画とする。

- ・敷地際に空地を設け、周辺の圧迫感や威圧感の軽減に努める。
- ・コンクリート構造物の設計にあたっては、沿道のまちなみとの調和に努める。
- ・汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。
- ・デザインや色彩等については、関係機関等と十分に協議を行い、騒音対策への配慮も踏まえ、優れた地域景観の創造に努める。また、デザイン決定に関しては、必要に応じて、専門家の意見等を取り入れる。
- ・デザイン方針の検討及び高架下空間の活用にあたっては、近隣住民に対する情報提供や意見聴取について検討を行う。

以上のことから、本事業による地上構造物の存在が、事業計画路線周辺の景観に及ぼす影響は、魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること、大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないことから、環境

保全目標を満足するものと評価する。

なお、仮囲い等を含む仮設構造物については、歩行者だけではなく、船舶からの視点にも配慮した仮設計画となるよう検討する。